

# 民法第四条（成年年齢）改正（平成三〇年法律第五九号）と「子どもの貧困問題」との関連性

遠山信一郎

## I 緒論

II 法務省法制審議会参考人意見陳述における問題提起

III 参議院法務委員会参考人意見陳述における問題提起

IV 参議院附帯決議にみる法改正後の活用

V 子どもの貧困問題への処方箋

## I 緒論

二〇一八年（平成三〇年）六月一三日に、民法の定める成年年齢を二〇歳から一八歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、同月二〇日公布（施行期日二〇二三年（令和四年）四月一日）された。

法律の骨子は、以下の通りである。

民法第四条（成年年齢）改正（平成三〇年法律第五九号）と「子どもの貧困問題」との関連性（遠山）三五七

## 1 成年年齢の引下げ（民法第四条）

- ① 一人で有効な契約をすることができる（行為能力）年齢  
 ② 親権に服することがなくなる年齢

いずれも二〇歳から一八歳に引き下げ、他の関連法律も一八歳に変更する。<sup>1)</sup>

## 2 女性の婚姻開始年齢の引上げ（民法第七三二条）

現行法の男性一八歳／女性一六歳を、女性の婚姻開始年齢を一八歳に引き上げ、婚姻開始年齢を男女とも一八歳に統一する。

## 3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に対する影響が大きく、消費者被害の防止等の観点からも、社会全般に周知徹底するための期間を要するとして、二〇二二年（令和四年）四月一日からの施行とした。

上記改正に至る経緯（年表）の中で、論者は、法務省法制審議会民法成年年齢部会及び参議院法務委員会において、参考人として意見を陳述する機会を与えられ、その際に「成年年齢引下げ」と「子どもの貧困」との間の関連性について陳述をした。

本論は、上記部会及び委員会で陳述した意見の要旨を整理し、その意見が、その後の立法・行政・司法各分野においてどのような影響を与えたかについて、論述するものである。

改正経緯年表		
年	月日	
平成一九年 (二〇〇七年)	五月一四日 (第一六六回国会)	<p>日本国憲法の改正手続に関する法律(平成一九年法律第五一号)(国民投票法)が成立(五月一八日公布)</p> <p>① 憲法改正の国民投票の投票権年齢を一八歳と定める(第三条)</p> <p>② 法施行(平成二二年五月)までに選挙権年齢等を一八歳に引き下げられるよう、公選法、民法について検討し、法制上の措置を講ずる。引下げまでの間は投票権年齢も二〇歳とする(附則第三条)</p> <p>法務大臣が法制審議会に対し、民法成年年齢引下げについて諮問</p>
平成二〇年 (二〇〇八年)	二月一三日	<p>「民法の成年年齢の引下げについての中間報告書」を取りまとめ、公表</p>
平成二二年 (二〇〇九年)	七月二九日	<p>法制審議会民法成年年齢部会が「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」を決定</p> <p>・ 選挙権年齢が一八歳に引き下げられることになるのであれば、民法の成年年齢を一八歳に引き下げるのが適当である</p> <p>・ 婚姻年齢は男女とも一八歳とすべき</p> <p>法制審議会が「民法の成年年齢の引下げについての意見」を答申</p> <p>・ 民法が定める成年年齢を一八歳に引き下げるのが妥当</p> <p>・ 引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促す施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策の実現が必要</p>
	一〇月二八日	

平成二二年 (二〇一〇年)	五月一日	<ul style="list-style-type: none"> <li>法整備を行う具体的時期は、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民の浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが妥当</li> </ul> 国民投票法が施行↓附則第三条に定める期限を過ぎても、選挙権年齢等の引下げの措置は図られず
平成二六年 (二〇一四年)	六月一三日 (第一八六回国会)	<b>国民投票法改正法(平成二六年法律第七五号)が成立(六月二〇日公布・施行)</b> ① 投票権年齢は四年後から自動的に一八歳とする(第三条、附則第二項) ② 選挙権年齢、民法の成年年齢等の引下げは検討し、法制上の措置を講ずる(附則第三項)
平成二七年 (二〇一五年)	六月一七日 (第一八九回国会)	<b>公職選挙法改正法(平成二七年法律第四三三号)が成立(六月一九日公布)</b> ① 選挙権年齢を一八歳とする(第九条) ② 民法の成年年齢、少年法の適用対象年齢等の引下げは検討し法制上の措置を講ずる(附則第一条)
平成二八年 (二〇一六年)	六月一九日	<b>公職選挙法改正法が施行</b> ↓七月の参院選がいわゆる「一八歳選挙権」による初の国政選挙
平成二九年 (二〇一七年)	九月一日、 九月三日	法務省が民法の成年年齢の引下げの施行方法に関するパブリックコメント手続を実施(一一・八結果公表)
平成三〇年 (二〇一八年)	一月一日 八月八日 三月二日 (第一九六回国会)	内閣府消費者委員会に設置された「成年年齢引下げ検討ワーキング・グループ」が消費者被害の拡大防止に関する報告書を取りまとめ、公表 内閣府消費者委員会「消費者契約法専門調査会」が報告書を答申 社会生活上の経験が乏しい消費者の被害事例を念頭に置いた取消権の追加等の措置を講ずる 「消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第三一号)」を衆議院に提出
(同国会)	三月一三日	<b>成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)」を衆議院に提出</b>

	五月二十九日 (同国会)	衆議院可決・参議院へ送付
	六月一三日 (同国会)	参議院可決
	六月二〇日	公布

## Ⅱ 法務省法制審議会参考人意見陳述における問題提起

1 論者が、二〇〇八年(平成二〇年)九月九日法制審議会民法成年年齢部会第七回会議において、日本弁護士連合会家事法制委員会副委員長として、親権に関する諸問題の状況や、成年年齢の引下げに関する参考人意見陳述をした内容は、次の通りであった。<sup>(2)</sup>

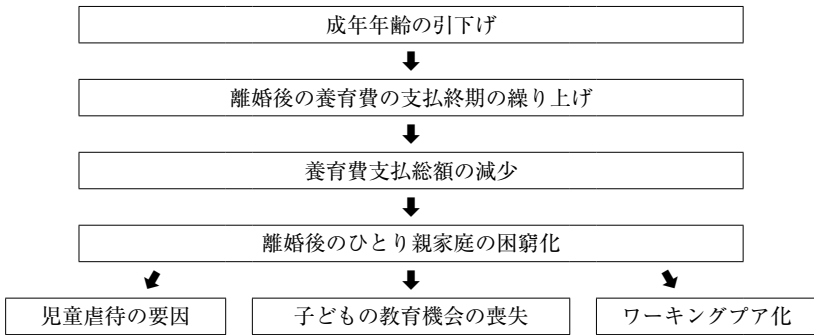
### (1) 負のスパイラル

親権の終期の繰り上げは、離婚後の養育費の支払終期の繰り上げと連動して、子どもの大学進学等教育の機会を狭めるのではないかという懸念が生ずる。

離婚後の養育費(扶養料)の支払終期の取り決めの実態については、公的な数値統計は存在しないもようであるが、NPO法人Winkの実施した養育費実態アンケート調査結果という、有意性が高い調査資料がある。<sup>(3)</sup>

この調査資料は、調停離婚だけではなく、協議離婚における養育費の支払終期についてもアンケートを実施してお

## 負のスパイラル



り、二〇歳までが五九%、一八歳までが二八%、二二歳までが八%という結果報告がされている。

ここから、養育費の支払終期の主流は、成年年齢二〇歳という実態をうかがい知ることができる。その実態からすると、もし、成年年齢を一八歳に引き下げると、支払期間短縮により、養育費のグロスの支払金額が減ってしまうという懸念が生ずる。そして、その懸念が実現化すると、「離婚後のひとり親家庭の困窮化」「ワーキング・プア問題」「所得格差と貧困の連鎖」という、我が国最大の社会問題の深刻化の要因の一つとなる可能性が生じるのである。

さらに厄介なことに、児童虐待とリンクする。「児童虐待の実態——東京の児童相談所の事例に見る——」<sup>(4)</sup>の第三章「虐待を行った保護者等の要因」を見ると、虐待を行った者は、実母が五九%と最も多い。さらに、同第四章によると、虐待が行われた家庭の特徴として、ひとり親家庭三〇%という統計が出ていて、虐待につながる家庭の状況として、経済的な困難、ひとり親家庭などという原因が挙げられている。

ひとり親家庭ということと、虐待を行った者の約六割が母親ということを考え合わせると、養育費支払総額の減少化は、児童虐待についても悪影

響を与えているのではないかと懸念されるのである。

(2) そもそも養育費とは何か

① 養育費支払義務の性格

父母の離婚後における養育費の分担は、民法第七六六条第一項が規定する「子の監護に関する処分（監護費用）」として取り扱われるのが一般的実務である。<sup>(5)</sup>

その実質は、父母間の扶養義務の分担請求である。<sup>(6)</sup>

養育費とは、同条第一項所定の「子の監護に必要な事項」として、家庭裁判所が、非監護親から監護親に支払を命じる未成年子（未成年者とは同義ではないことは後述）の養育に要する費用なのである。

分担すべき養育費（監護費用）の額、支払方法、支払終期などの決定は、父母間の協議、調停もしくは審判（家事審判法第九条第一項乙類四号）<sup>(7)</sup>によりなされる。

養育費（監護費用の分担）の審判は、民法第七六六条第一項を受けて、子の監護に要する費用の分担額を具体的に形成決定し、その給付を命ずる裁判であって、家庭裁判所は、後見的立場から、裁量権を行使して、その具体的分担額を決定する。その性質は、非訟事件の裁判である。

なお、一方の親の元で監護養育されている未成年子の生活費等について、他方の親に分担を求める準拠条文と方式は、上記第七六六条第一項による方式のほか、夫婦が婚姻中の場合には婚姻費用の分担請求（民法第七六〇条）による方式があり、離婚している場合や婚外子の場合には、扶養義務の履行請求（民法第八七七条）による方式がある。

## ② 養育費の内容（範囲・程度）

養育費の内容としては、子の通常の衣食住の費用のほか、子の教育費、医療費などが含まれる。具体的にどのような費用が養育費として認められるかは、あくまで個別の事案ごとの検討がされるべきものである。<sup>(8)</sup>

未成熟子の範囲については、未成年者に限るべきかが問題となる。未成熟子とは、経済的に自ら独立して己の生活費を獲得すべき時期の前段階にあって、いまだ社会的に独立人として期待されていない年齢にある子女をい<sup>(9)</sup>、子が大学に進学している場合には、すでに成年に達しているも、大学卒業までは未成熟子として扱っているのが実務といえる。<sup>(10)</sup>

養育費の本質は扶養であるので、未成熟子の範囲については、「成年年齢」という形式基準で画するべきでなく、「要扶養性」という実質基準で判断すべきものである。

なお、成年に達しているが未成熟子と解すべき場合、民法第七六六条は、父母による「子の監護について必要な事項」を定めるものであるから、成年に達した後の扶養費用については、本来、子から親に対する扶養請求（民法第八七七条）によるべきこととなる。子が成年に達した後は、その監護親は子の親権者ではなく、法定代理人として非監護親に対して請求できないからである。

そこで、成年に達した後の分については、改めて、子自身が審判（扶養に関する処分・家事審判法第九条第一項乙類八号）を申し立てる必要があるとするのは、すこぶる煩瑣であって、成年後の分も一括して解決するのが未成熟子の福祉に資するので、民法第七六六条の（類推）適用を認めて差し支えないものと思われる。

なお、民法第八七九条による扶養料の将来請求との併合申立てという方法もありうる。



また、親族間の扶養義務については、生活保持義務（自分の生活を保持すると同程度の生活を被扶養者にも保持させる義務）と生活扶助義務（自分の生活を犠牲にしない限度で、被扶養者の最低限の生活扶助を行う義務）とに大別して考えるのが一般的であり、<sup>(11)</sup>婚姻費用分担義務も養育費支払義務も、いずれも生活保持義務と考えられている。<sup>(12)</sup>

(3) 成年年齢引下げと養育費支払義務終期の繰り上げとの関係性

① 法定連動性はない

子は、その年齢に制限なく、扶養権利者（子）の要扶養性（自活不能）と義務者（親）の扶養可能性（資力）の併存によって、親に対する扶養請求が可能である。

子が未成年である限り、法的には扶養義務は消滅しないわけである。

養育費支払義務の根拠も、親の扶養義務にあり、その親同士で扶養義務の履行方法を定めるのが、養育費分担の審判である。

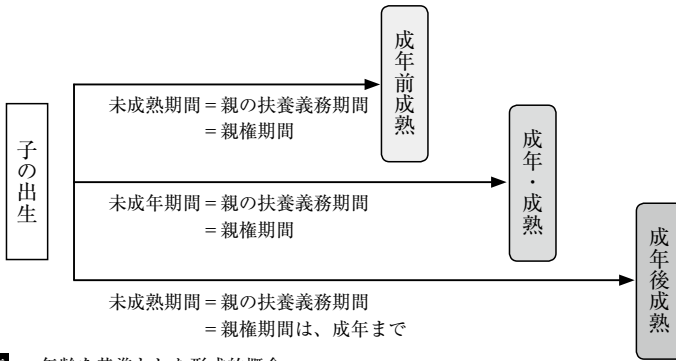
すると、扶養請求について、子の年齢に制限がない以上、養育費請求にも年齢に制限がないといえる。

実定法上も、養育費の請求がいつからいつまで可能かについて、規定はない。

養育費支払義務の終期は、その生活保持義務性からも、子の年齢には直結せず、未成年状態が終了した時となる。

したがって、民法の成年年齢を一八歳にすることと、養育費支払義務の終期を一八歳までとするということは、法的には連動しない。

養育費支払義務の終期 — 成年年齢（形式）と成熟年齢（実質）は別もの



- ※ **未成年** — 年齢を基準とした形式的概念
- 未成熟** — 自活不能を基準とした実質的概念

② 社会的関連性の懸念

養育費支払義務の終期は、養育費の実需者たる「未成熟子」がいつ成熟するか、個別事案ごとに、各具体的諸事情に基づいて、決められるべきものである。

大学進学率の上昇に象徴される高学歴化の進行により、子の経済的自立の時期を遅れさせている社会的現実等は、養育費支払義務の終期を二二歳以上とする実務傾向を生み出す有力な社会的要因となっている。

他方、「成年に達すると自立・一人前」という社会的意識が定着すると、養育費支払義務の終期を成年年齢である一八歳までとする実務傾向を生み出す社会的要因となり、論者の前記懸念（負のスパイラル）が現実化することになりかねない。

この懸念を現実化させないためには、養育費を含む私的扶養制度を下支えする、公的な支払確保制度・就学奨学支援制度・各種社会保障制度や租税法等の整備充実は不可欠なのである。

2 上記意見については、二〇〇九年（平成二十二年）一〇月二八

日に、法務大臣に提出された法制審議会「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」一四頁において、「親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点としては、離婚の際の未成年者の子の養育費が、早期に打ち切られる可能性があるという意見も出された。民法上、成年に達した子についても親は扶養義務を負うとされているが、親権の対象となる年齢の引下げが、関係者の意識に与える影響という側面においては、上記のような意見にも留意する必要がある。」旨報告されている。

### Ⅲ 参議院法務委員会参考人意見陳述における問題提起

#### 1 参議院法務委員会にて

論者の二〇一八年（平成三〇年）六月七日第一九六回国会参議院法務委員会における、「民法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）」についての参考人意見陳述内容の概要は、次の通りである。<sup>14</sup>

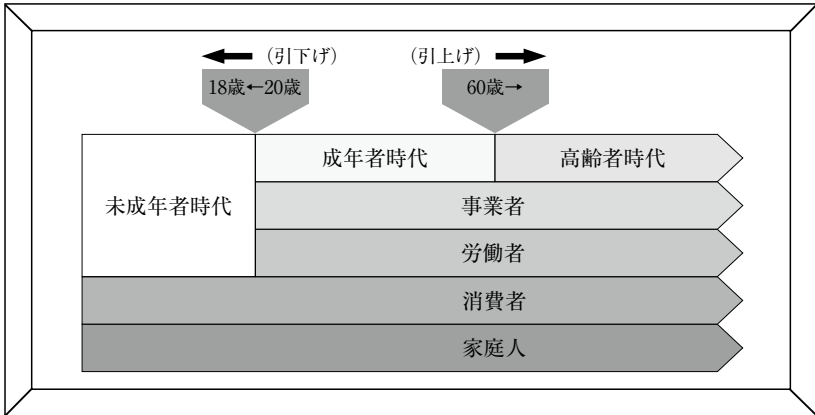
#### 2 市民社会のフルメンバーシップ層の拡大

「成年年齢の引下げ」は、「市民社会の体幹」である「市民社会のフルメンバーシップ層」すなわち「自立・自律した家庭人・消費者・労働者・事業者層」を資格的に拡大することになる。

他方、高齢者年齢引上げも、同様の効果を図るものといえる。

我が国で進行する少子高齢化に伴い、人口構造が、ピラミッド型から棺（ひつぎ）型へ変型する状況下では、「社会

## 人口構造 ～ ピラミッド型から棺（ひつぎ）型へ



の担い手増強のためのやむを得ない政策」といえる。

さらに、真に「市民社会の体幹」を頑健化（実質化）するためには、未成熟成年（成年＋成熟）が十分な自立力・自律力をつけるための支援施策は必要条件であり、例えば、若年者の自立力・自律力（フルメンバーシップ力）を育成する高度教育機会均等システムの構築及び環境整備など、エビデンスに基づく多様な政策立案（Evidence Based Policy Making: EBPM）が、我が国の必須課題といえる。

### 3 負のスパイラル仮説―子どもの貧困問題との関連性

（１）「成年年齢引下げ」による「子ども」に対する悪影響を「負のスパイラル」（前記法制審議会）の通り、仮説することができる。

このスパイラル仮説は、種々の統計資料から「因果関係」を断定することは困難であっても、「相関関係」は十分に認められるものといえる。

（２）「子どもの貧困」の大きな要因としては、「ひとり親家庭（主として母子家庭）」の困窮があるといわれている。「ひとり親家庭の

支援について」は、「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」を四本柱とした国の総合施策が推進中であり、「養育費の確保策」は、その支柱の一本と位置付けられている。<sup>(15)</sup>

(3) 離婚の際の養育費については、「取り決めていない!」「取り決めても低額!」「取り決めても支払わない!」などの問題が、古くから未解決・山積み状態であるところ、さらに、「成年年齢引下げ」には、「養育費支払終期の繰り上げリスク」があり、ただでさえ脆弱な養育費が、さらに少なくなることが危惧されるところなのである。

子どもは、親を選ぶことはできない。ゆえに、どんな環境に生まれたとしても、十分な教育を受ける権利は等しく保障されなければならないので、「親に閉ざされた進学の道」を、国が開くことが、強く望まれる。<sup>(16)</sup>

そこで、このリスクを回避する実務的・制度的工夫が望まれるところ、家庭の守護神たる家庭裁判所（裁判官・調停委員・調査官等）の組織拡充及び機能拡大、国が最低金額を定めて履行を強制する制度設計などの養育費確保のための制度的拡充など、法は家庭に入らず「時代から「家庭にも法の支配を」時代へのパラダイムシフトを進める必要がある」といえる。

#### IV 参議院附帯決議にみる法改正後の活用

##### 1 附帯決議<sup>(17)</sup>

参議院法務委員会における本議案についての附帯決議<sup>(18)</sup>のうち、論者の意見に対応するものは、次の通りであった。

民法第四条（成年年齢）改正（平成三〇年法律第五九号）と「子どもの貧困問題」との関連性（遠山）三六九

なお、衆議院法務委員会の可決の際には、附帯決議はなされていない。

- 五 一八歳、一九歳の若年者の自立を支援する観点から、本法施行までに、以下の事項に留意した必要な措置を講ずること。
- 1 成年年齢と養育費負担終期は連動せず未成熟である限り養育費分担義務があることを確認するとともに、ひとり親家庭の養育費確保に向けて、養育費の取り決め等について周知徹底するなど必要な措置を講ずること。
- 2 現在の社会経済情勢に見合った養育費算定基準について、裁判所における調査研究に協力すること。
- 3 一八歳、一九歳の若年者においても個々の成熟度合いや置かれた環境に違いがあることを踏まえ、これらの若年者の成長発達を支援するために（特に児童福祉法上の自立支援が後退することがないように）必要な措置を講ずること。

## 2 附帯決議の現実化

(1) 養育費算定義務の指針（ガイドラインとしての活用）

上記附帯決議1に対応して、法務省は、国民・市民向け説明（有権解釈）として、次のようなQ & A形式の広報を<sup>(19)</sup>している。

- Q.. 成年年齢が引き下げられた場合には、養育費の支払期間は一八歳までになるのですか？
- A.. いわゆる養育費の存否及び具体的内容は、子が未成熟で自ら稼働して経済的に自立することを期待することができない場合に、両親の経済状況等の個別の事情を踏まえて判断されるものであり、その支払義務があるのは、子が未成年である場合に限定されるものではありません。
- したがって、成年年齢が一八歳に引き下げられたとしても、直ちに養育費の支払期間が一八歳までになるわけではなくと考えられます。

最終的には、両親の経済状況等の事情を踏まえて家庭裁判所が個別に判断するものではありませんが、大学への進学が子の教育方法として一般的なものとなっている一方、大学在学中の子が自ら稼働して経済的に自立することを期待することは困難であることからすれば、大学在学中の子については、非監護親が養育費の支払義務を負う場合も少なくないと考えられます。

Q：既に「子が成年に達するまで」養育費を支払うといった合意がされている場合には、成年年齢の引下げにより、養育費の支払期間が変更されるのですか？

A：子の養育費について、改正法の施行日前に、当事者間で「子が成年に達する日が属する月まで毎月〇〇万円を支払う」というような文言で合意がされていることがあります。そのような場合でも、合意がされた当時の成年年齢が二〇歳であったことや、当事者が養育費の支払期間を定めるに当たって考慮した事情が成年年齢の引下げによって変わるわけではないことからすれば、改正法が施行され、成年年齢が引き下げられたとしても、一般的には養育費の支払期間が変更されるものではなく、従前どおり二〇歳まで養育費の支払義務を負うことになると考えられます。

また、法改正前に既に確定している養育費の審判で、「成年に達する日が属する月まで」としているものについても、基本的には、施行日前の合意に関して説明したところがほぼ当てはまり、審判確定時の成年年齢である二〇歳まで養育費を支払うという内容であったとされる場合が多いものと考えられます。

なお、今後、新たに養育費に関する合意をする場合には、支払期間について争いが生じないよう、「二三歳に達した後

この発信された担当官庁の有権解釈情報が、我が国民・市民社会の中に広く普及・理解され、通念化して、社会規範となることが期待されるところである。

## (2) 家庭裁判所の指針の改良

令和元年一〇月、家裁実務等で指針として定着してきた「簡易迅速な養育費等の算定を旨指して―養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」<sup>(8)</sup>が改良されて、「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」<sup>(20)</sup>が発表された。

同研究目的は、次の通りである。

- ① 標準算定方式・算定表の提案から一五年余りが経過していることを踏まえ、これを、より一層社会実態を反映したものとすることに加え、算定方法に改良すべき点がないか検証・対応する。
- ② 改正法による成年年齢下げによる影響（養育費の終期の関係等）について検討する。

そして、成年年齢下げによる影響（養育費の支払義務の終期等）についての研究概要は、以下の通りである。

- ① 改正法の成立又は施行前に養育費の終期として「成年」に達する日までなどと定められた協議書、家事調停調書及び和解調書等における「成年」の意義は、基本的に二〇歳とするのが相当である。
- ② 改正法の成立又は施行自体は、当事者間の協議、家事調停、和解、家事審判及び離婚判決において、既に合意や裁判により満二〇歳に達する日までなどと定められた養育費の支払義務の終期を一八歳に変更すべき事由にはならない。
- ③ 養育費の支払義務の終期は未成熟子を脱する時期であって、個別の事案に応じて認定判断される。未成熟子を脱する時期が特定して認定されない事案については、未成熟子を脱するのは二〇歳となる時点とされ、その時点が養育費の支払義務の終期と判断されることになると考える。
- ④ 婚姻費用についても、子が一八歳に達したとことが直ちに婚姻費用の減額事由に該当するとはいえない。



改良された指針の家裁実務さらには家裁実務外の協議離婚実務での定着化に注視したい。

## V 子どもの貧困問題への処方箋

現代の日本社会では、「七人に一人の子ども」が「貧困」にあると統計されている。<sup>(21)</sup>

子どもには十分な栄養（食事）と充実した学習（教育）を通じて、自己肯定感を持った力強い未来社会の担い手（プレイヤー）となる基本的権利を、大人たちに対して有している。

貧困下にある子どもたちは、「貧困の世代間連鎖（リレー）」の中で、不本意にも「リレー選手」となってしまふことは、まさに子どもの基本的人権（幸福追求権・憲法一三条／生存権・同二五条）の侵害であり、そのことは、社会全体の分断化・脆弱化を促進してしまふ。

「子どもの貧困問題」に対しては、今まで様々な取組み（処方箋）が考案され実施されているが、その根本的解決への道程（道のり）は、容易なものではない。

そのような状況下で、「養育費の充実化」は、「代表的な貧困ゾーンであるひとり親家庭の防貧化」の処方箋として、<sup>(22)</sup> 有力な役割を担うものといえる。

(1) 民法の成年年齢の引下げに伴うその他の法律の年齢要件の変更については、以下の通りである。

(1) 一八歳に変わる法律

① 改正されたもの（改正前は「二〇歳」などと規定されているもの）

・登録水先人養成施設等の講師（水先法）

・帰化の要件（国籍法）

・社会福祉主事資格（社会福祉法）

・登録海技免許講習実施機関等の講師（船舶職員及び小型船舶操縦者法）

・登録電子通信移行講習実施機関の講師（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律）

・一〇年用一般旅券の取得（旅券法）

・性別の取扱いの変更の審判（性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律）

・人権擁護委員・民生委員資格（公職選挙法等の一部を改正する法律・平成二七年法律第四三号）

② 改正が不要なもの（「未成年者」などと規定されているもの）

・分籍（戸籍法）

・公認会計士資格（公認会計士法）

・医師免許（医師法）

・歯科医師免許（歯科医師法）

・獣医師免許（獣医師法）

・司法書士資格（司法書士法）

・土地家屋調査士資格（土地家屋調査士法）

・行政書士資格（行政書士法）

・薬剤師免許（薬剤師法）

・社会保険労務士資格（社会保険労務士法）

等約一三〇法律

(2) 二〇歳が維持される法律

① 改正されたもの（改正前は「未成年」などと規定されているもの）

・養子をとることができる年齢（民法）

・喫煙年齢（未成年者喫煙禁止法・題名を改正）

・飲酒年齢（未成年者飲酒禁止法・題名を改正）

・小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等（児童福祉法）

・勝馬投票券の購入年齢（競馬法）

・勝者投票券の購入年齢（自転車競技法）

・勝車投票券の購入年齢（小型自動車競走法）

・勝舟投票券の購入年齢（モーターボート競走法）

・アルコール健康障害の定義（アルコール健康障害対策基本法）

② 改正が不要なもの（「二〇歳」などと規定されているもの）

・児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢（児童福祉法）

・船長及び機関長の年齢（船舶職員及び小型船舶操縦者法）

・猟銃の所持の許可（銃砲刀剣類所持等取締法）

・国民年金の被保険者資格（国民年金法）

・大型、中型免許等（道路交通法）

・特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

・指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）

等約二〇法律

(2) 論者以外の参考人は、加賀美尤祥（山梨県児童養護施設山梨立正光生園統括施設長兼山梨県立大学教授・テーマ「社会的

養護を必要とする子ども家庭の現状と課題）、久保野恵美子（東北大学法学部准教授・テーマ「親権」）であった。

民法第四条（成年年齢）改正（平成三〇年法律第五九号）と「子どもの貧困問題」との関連性（遠山）三七五

- (3) 教育費支払に関するアンケート結果(抜粋)(NPO法人Wink「僕らには親が別れても愛される権利がある!」第一章アンケートからみる養育費の実態・ひつじ書房・二〇〇三年)
- (4) 東京都福祉保健局ホームページ統計資料(二〇〇一年一〇月)
- (5) 親権者が子を代理して行う民法第八七七条の扶養料請求という準拠条文・方式でも可能である(大阪高決平成二年八月七日家月四三・一・一一九など)。
- なお、離婚訴訟においては、これに附帯する申立てとして、離婚後の養育費の支払を命ずる裁判を求めることができる(民法第七七一条・人事訴訟手続法第三二条)。
- (6) 親権と扶養義務との関連についての通説的見解は、未成熟子に対する扶養義務は、「親子関係そのものから生ずる義務」であつて、誰が親権者であるかに関係なく父母双方が各自の資力に応じて分担すべきものとして親権と扶養義務を切断している(中川善之助『親族法(下巻)』四八三頁以下・一九五八年/我妻栄『親族法』三三二頁以下)。
- 他方、従来、扶養義務を「親権の効力」とする見解(親権説)も主張されてきた。この見解に立つと成年未成熟子への扶養義務の根拠・内容が、新たなテーマとなる(床谷文雄『新版注釈民法』(二五)親族(五)七三八頁以下・有斐閣・二〇〇四年/野沢紀雅『親権と扶養義務』問題の学説史的再検討(一・二完)・法学新法第一〇一卷第八号一―号二二号)。
- (7) 家事審判法は、二〇一三年(平成二五年)家事事件手続法の施行に伴い、廃止された。
- (8) 養育費や婚姻費用の算定実務では、東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して―養育費、婚姻費用の算定方式と算定表の提案―(判例タイムズ一―一―号二八五頁以下)」が基準として定着し、調停・審判の迅速化に寄与し、当事者が養育費等の金額を予測するための資料としても活用されている。他方、様々な問題点(例えば基礎収入算定における控除割合が多すぎる等)の指摘がある(松島道夫『養育費のセーフティネットとガイドラインについて―養育保証基準の新しい提案―・法律時報七五卷一三三―三〇四頁以下)。
- (9) 梶村太市『婚姻費用の分担―その性質及び分担額の算定―』岡垣學・野田愛子編『講座・実務家事審判法(2)』/夫婦・親子・扶養関係』四四頁・日本評論社・一九八八年)。
- (10) 東京高決平成二二年二月五日家月五三・五・一八七は、四年制大学に進学し成人した子に対する親の扶養の要否は、当該子の学業継続に関する諸般の事情を考慮したうえで判断すべきであり、成人に達し、かつ健康であることの一事をもって

直ちにその子が要扶養状態にないと断定することではないとした。

(11) 床谷文雄 前掲七三三頁以下

(12) 生活保持義務・生活扶助義務という二元論だけでは、とらえられない問題として、「成年子への大学就学費用援助」が指摘されている（野沢紀雅『成人に達した子に対する親からの学費等の扶養の要否』・民商法雑誌一二六―三三―一三六頁）。

(13) 日本弁護士連合会『養育費支払確保のための意見書』（二〇〇四年三月一九日）では、養育費支払確保のための養育費取り決め届出制度・養育費立替払制度等の新設等様々な提案がされている。

なお、近似の支払確保のための立法的手段としては、民事執行法における予備差押制度の導入（第一五一条の二）、差押禁止部分の二分の一への縮小（第一五二条第三項）、間接強制の容認（第一六七条の一五）、破産法における免責債権からの除外（第二五三条第一項四号）などがある。

(14) 第一九六回国会参議院法務委員会会議録第一五号（平成三〇年六月七日）

論者以外の参考人は、永海正行日本体育大学柏高等学校校長、板東俊矢京都産業大学法学部教授、竹下博将弁護士であった。  
(15) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「ひとり親家庭等の支援について」（二〇一八年四月）

(16) 読売新聞二〇一六年一月二五日夕刊「一八歳―大人になるために二―」養育費進学を左右―親に道を閉ざされたくない  
(17) 国会の委員会が、付託された本案に附帯して行う決議のことで、本案とは別個に議決し、本会議に報告されても、本会議での議決の対象とはならない。委員会の意見や希望を表明する決議であつて、法的拘束力をもつものではないが、政府等の名宛人に対して、将来的措置についての意見・希望・指針としての事実的・政治的影響力を有している（『法律学小辞典第五版』一一三八頁・有斐閣）。

(18) 本件附帯決議の内容としては、本文中で引用した部分以外は、次の通りである。

- 一 成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備として、早急に以下の事項につき検討を行い、本  
法成立後二年以内に必要な措置を講ずること。
  - 1 知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設する

こと。

2 消費者契約法第三条第一項第二号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とすること。

3 特定商取引法の対象となる連鎖販売取引及び訪問販売について、消費者委員会の提言を踏まえ、若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とすること、又は、同行為が現行の規定でも行政処分の対象となる場合はこれを明確にするために必要な改正を行うこと。

4 前各号に掲げるもののほか、若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うこと。

二 特定商取引法、割賦販売法、貸金業法その他の業法における若年成人の被害防止を含む消費者保護のための規制につき、所管官庁による違反事業者に対する処分等の執行の強化を図ること。

三 成年年齢の引下げに伴い若年者のマルチ商法等による消費者被害が拡大するおそれがあることから、それらの被害の実態に即した対策について検討を行い、必要な措置を講ずること。

四 自立した消費者を育成するための教育の在り方を質量ともに充実させるという観点から、以下の事項について留意すること。

1 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に掲げた施策を、関係官庁で緊密に連携して着実に実施し、全国の高等学校・大学等における実践的な消費者教育の実施を図ること。

2 外部講師や行政機関等と連携を進めたり、消費者教育を家庭科、社会科を始めとする教科等において実施したりするなど小学校・中学校・高等学校における教育を充実すること。

3 一八歳、一九歳の若年者に対する大学・専門学校、職場、地域における消費者教育を充実すること。

4 教員養成課程での消費者教育の強化など教員養成課程の改革を進めること。

5 行政機関が学校教育以外にも積極的に消費者教育に取り組み体制を整備すること。

#### 五 〈本文引用部分省略〉

六 一八歳、一九歳の若年者に理解しやすい形で周知徹底を図ること。

七 消費者被害防止のための啓発活動を実施する若者団体等の活動への支援を行い、成年年齢引下げに伴う若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること。

八 成年年齢引下げに向けた環境整備に向けた施策が実効性のあるものとなるよう「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」のメンバー等において、弁護士、教育関係者、消費生活相談員等を含む第三者の意見を十分に聴取すること。

九 若年者の消費者被害への相談体制の強化・拡充、情報提供、消費者教育の充実を実現するため、地方消費者行政について十分な予算措置を講ずること。

十 施行日までに、上記に掲げた措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、その状況について随時公表すること。

若年層の消費者被害拡大防止に向けての附帯決議内容に対応するものとして、政府は、これまで、小・中・高等学校を通じて、消費者の権利と責任、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みなどについて学習する消費者教育を充実するとともに、主として若年層に発生している消費者被害事例を念頭に置いた取消権の創設等を内容とする消費者契約法の一部改正、全国共通の三桁の電話番号である消費者ホットライン188の周知や相談窓口の充実を行うなど、様々な環境整備の施策に取り組んでいる。

(19) 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

(20) 司法研修所編「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」(二〇一九年二月三日・法曹会)

(21) 平成二七年子供の相対的貧困率一三・九%(国民生活基礎調査)

「子どもにとって許容できない生活水準―貧困状態」についての問題分析としては、阿部彰「子どもの貧困―日本の不平を考える」(二〇〇八年・岩波新書)・同「子どもの貧困Ⅱ―解決策を考える」(二〇一四年・岩波新書)に詳しい。

「生まれながらの落伍者」についての問題分析としては、「最も不利な境遇に生まれた子どもたち―両親が貧しく狭苦しい家に住む子どもたちは、それからずっと苦しい生活を送る傾向にあり、しだいに問題行動、病気、そして学業不振を累積

民法第四条(成年年齢)改正(平成三〇年法律第五九号)と「子どもの貧困問題」との関連性(遠山)三七九

していく」ヘレン・ピアソン著・太田直子訳「ライフ・プロジェクト―七万人の一生からわかったこと」九―一〇頁（二〇一七年・みず書房）参照。

(22) 国や自治体の取り組み状況については、日本経済新聞二〇二〇年二月一四日（夕刊）「養育費不払い見逃さない―自治体、ひとり親家庭の貧困対策」、同二〇二〇年四月一〇日（夕刊）「養育費不払いは正急ぐ―欧米、政府が積極介入」

（本学法科大学院教授）